

研究

額田王に関する一考察

有 村 和 子

一、額田王の出自

額田王の出自に関する資料としては、日本書紀天武天皇二年の条に、

天皇初娶ニ鏡女王額田姫王^一、生三十市皇女^一。

とある一文だけである。つまり、王は「鏡王」という人の娘であるということ以外、何もわからない。が、万葉集には「鏡女王」という女性が居り、額田王と歌を贈答しているところから、この兩人の關係については古くから姉妹説が広く行なわれていた。そして最近、それを否定する説が起こつて姉妹説と対立している。そこで、父親の鏡王がどういふ人であつたかを考える前に、まずこの兩人の間柄についての諸説を考えていきたいと思う。

姉妹とする説は本居宣長の「玉かつま」に始まり、以来定説となつてゐる。その根拠とするところは「鏡女王」という名が額田王の父親の名ときわめてよく似ていることと、前述の贈答歌の存在（万葉集卷四、四八八・四八九番歌）からである。これに対する姉妹否定説は中島光風氏に始まり、尾山篤二郎氏、沢瀉久孝氏等に継がれている。これは鏡女王（万葉集では「鏡女王」となつてゐる）の陵墓の位置から、鏡女王を舒明天皇の皇女あるいは皇孫女とする説で

ある。すなわち、諸陵寮式にみえる皇族女性の御墓に、天皇の陵域内にその御墓のある例が五例あるがそのうちの一例が鏡女王であり、それが舒明天皇の御陵域内であることに注目されたのである。その五例というのは

(イ) 磯長原墓 石姫皇女。在^二河内国石川郡敏道天皇陵内^一。守戸三烟

(ロ) 押坂墓 田村皇女。在^二大和国城上郡舒明天皇陵内^一。無^三守戸^一。

(ハ) 檜隅墓 吉備姫王。在^二大和国高市郡檜隅陵域内^一。無^三守戸^一。

(ニ) 押坂内墓 大伴皇女。在^二大和国城上郡押坂陵域内^一。無^三守戸^一。

(ホ) 押坂墓 鏡女王。在^二大和国城上郡押坂陵域内東南^一。無^三守戸^一。

である。中島氏は「このうち(イ)、(ロ)は天皇の御陵内にそれぞれの天皇の御母が葬られているもの、(ハ)は天皇の御陵域内に、その天皇の孫にあたる方が葬られているものである。しかし、(ニ)は大伴皇女の御生存時代から推して皇女の御墓のほうが押坂陵建立よりも早くから、その地に存在していたと思われる。(ホ)は鏡女王であり、女王は天武十三年に薨せられたのだから、その頃にはもちろん押坂内陵は存在していたはずである。したがって鏡女王は、あとからその陵域

内に葬られたものである。」とまとめられた。さらに姉妹説を根拠薄弱とし、「御名が同じでも、直ちに父子、兄妹といえない例が古代の歴史文献などには非常に多い」「額田王と鏡女王は歌をやりとりなさるくらい親しい間柄だったという以上のことはいえない」と言われ、前述のイ、ロ、ハの三例からみて、鏡女王は舒明天皇ときわめて近い血縁関係、それも皇女か皇孫女であつたと推定されたのである。

そこで、この説を検討していってみると、まずこの五つの陵墓のうち、(イ)と(ロ)は「陵内」であつて他の三つの「陵域内」とはちがうことに気づく。「陵内」ということは、合葬されているということである。だからこの二例を除いて、合葬でない三例のうち、(ハ)は中島氏も言われるとおり、大伴皇女の陵墓の付近に押坂墓が建立されて、はじめからそこにあつた大伴皇女の陵墓をも、その域内に入れてしまつたものと思われる。そうすると、鏡女王の場合と比較して考えられるのは、(イ)の吉備姫王だけということになるが、わずかに例だけを参考として、天皇の陵域内にある陵墓を、その天皇の近親者と考えるわけにはいかない。この点において、私はまだ姉妹説を否定するだけの説とはなり待たないと思う。また万葉集に「鏡女王」という独特の表記がしてあるが、私はこれが額田王と同じく、鏡女王もまた「鏡女王」であるということを含んでいたのではないかと思う。鏡女王と額田王と、どちらが姉かはわからないけれど、とにかく二人が姉妹であるという定説は現在の段階ではまだ否定できないのではないだろうか。

次に額田王の父鏡王について考えてみると、これまでの王に関する説はだいたい次の二つに分けられると思う。

(1)四天王寺蔵国宝銅盒子の銘文にある「後岡本聖朝紫冠威奈鏡公」、また孝徳紀白雉元年条の「猪名公高見」、天武紀元年条「大紫韋那公高見」のことである。^{注1}

(2)書紀の齊明天皇即位前紀条に
天豊財重日足姫天皇、初適三橘豊日天皇之孫高向王^二、而生三漢皇子^一。

とある高向王の父親で、橘豊日天皇(用明天皇)の皇子にあたる人である。^{注2}

その他に鏡王を丹波道主王の分家とみる説(折口信夫氏)もあるが、それは史料にもみえず、さらに「鏡女王」を巫女と考える氏の説には従いたいので、ここでは紹介だけにとどめたいと思う。

そこで(1)の説であるが、これは鏡王が「威奈鏡公」「猪名公高見」「韋那公高見」のことであるという説である。「高見」を「カガミ」と訓むことは、古典文学大系『万葉集一』の補注に：

…カウは、呉音以後の音であつて、漢魏の音は別である。董同龢氏の『上古音韵表稿』によれば、高は上古音の宵部に属し、xgの音と推定される。従つて、カグの音にあてて用いることは十分考えられることである。

としてこの高見の例をあげ、

すなわち、ここにも高をカガにあてた例がある。呉音カウはxgのgがuに転じて成音した音で、上古音の韻尾のgが中古音においてuに転じる例は少なくないのである。

としてある。また、山田孝雄氏も『万葉集講義』において、別に「高」を「カグ」と訓み得る証をあげておられる。だから銅盒子銘文にみえる「威奈鏡公」と書紀の「猪名公高見」「韋那公高見」とが

同一人物かとは思われる。が、この「威奈鏡公」と「鏡王」とが同一人物かということになると、これは疑わしい。前者は書紀に名をとどめるほどの、当時においては重要な地位に居た人であることはわかる。しかし、もし鏡王と高見が同一人物であるとする、同じ天武紀において

是月大紫韋那公高見薨。

あるいは

鏡王女額田姫王：

と、同じ人物と書き分けたのがわからない。やはり、高見はあくまでも「威奈（猪名、韋那）公鏡（高見）」ではないだろうか。威奈という氏族の、「公」の姓をもつ「鏡」という名前の人物としか思われぬ。それに「公」と「王」とは全然別なものである。現に孝徳紀においては

時左右大臣就執興前頭一、伊勢王、三國公麻呂。

と記してあって、「王」と「公」のあきらかな区別がみられる。このように「鏡王」と「威奈（猪名、韋那）公鏡（高見）」とは同一人物とは考えられない。

次に(2)の鏡王を皇族とする説について考えてみる。これは「王」という記名に原因するが、ここではまず二人の姉妹女王から考えてゆくことにする。額田王が書紀に「額田姫王」と記されているのと同じく、鏡女王も書紀には「鏡姫王」と記されている。書紀で、この他に「姫王」と記されているのは次の五人である。

(1) 舍人姫王（推古紀十一年）

(2) 吉備姫王（皇極前紀）

(3) 上宮大娘姫王（皇極紀元年）

(4) 倭姫王（天智紀七年）

(5) 山背姫王（天武紀末鳥元年）

このうち(1)は欽明天皇の舍人皇女のことであろう。(2)は、皇胤紹運録によると欽明天皇の孫で桜井皇子の女である。(3)はその名前からみて、聖徳太子（上宮厩戸豊聡耳太子）の女春米女王のことだろうというのが通説である。(4)は天智天皇の皇后で、古人大兄皇子の女、つまり舒明天皇の皇孫女にあたる女性である。(5)はこの朱鳥元年の記事のほかどの史料にもみあたらない。が、神田秀夫氏はこの女性を敏達天皇の皇孫女としておられるので、その説を考えていつてみる。この山背姫王の記事は

遣三多紀皇女、山背姫王、石川夫人於伊勢神宮一。

というものである。ここに「皇女」「姫王」「夫人」の順に並べたことは、「姫王」が皇女よりは低くても夫人よりは高い地位にあつたことを示している。この点を考えた上で、神田氏はこの山背姫王を彦人大兄皇子の子、つまり舒明天皇と兄妹にあたる山代王のことではないかと推定されたのである。他にこの山背姫王に該当する資料がない以上、ここではそれに従いたいと思う。そうすると山背姫王は敏達天皇の皇孫女ということになる。

このように考えてくると、書紀に「姫王」と記されている女性七人のうち、五人が皇女あるいは皇孫女という結果になり、残る二人の姉妹女王も当然皇族女性、つまり皇女か皇孫女であるという可能性が強い。しかし、ここで父親の鏡王は天皇ではないから、二人は皇女とはいえない。鏡王は天皇でない皇族、ということになり、(2)の説が成立するのである。

では、その天皇は誰かと捜していくと、書紀のなかで一番それら

しく思えるのはやはり神田氏の言われる用明天皇であろう。齊明天皇即位前紀の一文に

天豊財重日定姫天皇、初適^ニ於橋豊日天皇之孫高向王^一、而生^ニ漢皇子^一。

とあるように、高向王は橋豊日天皇、つまり用明天皇之孫とだけ書かれていて、父を明らかにしていない。ここにあてはまる、用明天皇の皇子が鏡王であろうと神田氏は推定しておられる。たしかに書紀の、他の書き方にこんなあいまいな書き方をしてある箇所は見えない。そこで、鏡王をこの皇子と考えるならば、そこにはその人の名を出すのをはばかれる何らかの理由があったと考えられる。もつとつきつめて考えるならば、天智紀に額田王の名が見えないのも、天武紀に、十市皇女の出生を記すために額田姫王の名が出ているのも、もしかしたらここにその原因の一端があるのかもしれない。

二、額田王の生年推定

額田王の生年を推定するためには、王の娘である十市皇女の年令も不明である以上、孫にあたる葛野王から十市皇女、そして額田王と、順次生年を推定していきたいと思う。

葛野王に関する資料はわずかしかないが、

続日本紀の慶雲二年十二月の条に

丙寅、正四位上葛野王卒。

とある。また、懷風藻に二首の詩が掲載されているが、そこには王子者、淡海帝之孫。大友太子之長子也。母淨御原帝之長女十市の伝として

王子者、淡海帝之孫。大友太子之長子也。母淨御原帝之長女十市

内親王。(中略)

皇太后嘉^ニ其一言定^レ國。特闕授^ニ正四位^一。拜^ニ式部卿^一。時年三十^七。

と記されている。この「授^ニ正四位^一。拜^ニ式部卿^一」の時期は、大日本史に「持統帝十一年」としてあるのが、従来の定説となっていた。しかし、正、従の位階ができたのは、谷馨氏が、『額田王享年考』において言われたように、大宝元年と考える方がふさわしいと思う。続日本紀の大宝元年三月の条に

甲午、对馬嶋貢^レ金。建^レ元為^ニ大宝元年^一。始依^ニ新令^一、改^ニ制^ニ官名位号^一。

とあり、それに続けて

親王明冠四品。諸王淨冠十四階。合十八階。諸臣正冠六階。直冠八階。勤冠四階。務冠四階。追冠四階。進冠四階。合三十階。

とあることからそれがわかる。さらに

諸王淨冠十四階。(中略)又諸王十四人。諸臣百五人。改^ニ位号^一。進爵各有^レ差。

と記してある。この「諸王十四人」のなかに、あるいは葛野王もはいつていたのかもしれない。

次に問題となるのが、「拜^ニ式部卿^一」と「時年三十七」の関係である。王が式部卿の地位にあったことは懷風藻だけでなく、続日本紀桓武天皇の延暦四年七月の条に

庚戌、刑部卿從四位下兼回幡守淡海真人三船卒。三船大友太子之曾孫也。祖葛野王正四位上式部卿。父池辺王從五位上内匠頭。

とあることから事実だったと思われる。そこで、この「時年三十

七」を式部卿拜命の時とみるか、それとも王の享年とみるかの二つに分かれる。後者の場合、沢瀉久孝氏の説によると、懷風藻の他の伝で、たとえば大友皇子の場合

会三壬申之乱一。天命不_レ遂。時年二十五。

や河島皇子の

位終三千浄大參一。時年三十五。

あるいは作者の名前の下に記してある年令もすべて享年を示しているのだとされる。そこで、懷風藻の一般的書式からみて、葛野王の場合も例外ではなく、その年令は享年であろうとされるのである。

しかし、これらの伝を読むと、大友皇子、河島皇子等の伝の場合はその文が「天命不_レ遂」「位終三千浄大參」など、その後にくる年令が必然的に享年を示すに至る文である。それに対して、葛野王の伝「拜三式部卿二」と、同じく懷風藻の積智蔵の伝「帝嘉_レ之拜三僧正二」がその後にくる年令が享年を示すと考えるにはちょっと唐突な感を免れない。私は葛野王と積智蔵の二人に関する限りその年令は式部卿あるいは僧正拜命の年令だと考えたい。

式部卿という官職ができたのは、大宝律令施行からであり、続日本紀、公卿補佐に、ともに大宝二年に大伴宿禰安麻呂が式部卿に任ぜられたとして記されているのがその最初と思われる。葛野王の没年は慶雲二年で、しかもそのことについて続日本紀では「正四位上葛野王卒」とあるだけで、式部卿とは記されていない。だから王が式部卿だった時代は慶雲二年十二月以前ということになる。私は王が式部卿に任命されたのは、式部卿大伴安麻呂が大宝二年五月十七日参議に任命された、その後を受けたのではないかと思う。という

のは、安麻呂は式部卿拜命と同じ年の五月に参議に任せられ、さらに翌年は兵部卿を兼ねている。この、安麻呂が兵部卿を兼ねた時から、葛野王は安麻呂から式部卿を引き継いだのではないかと思う。

続日本紀、公卿補任に、安麻呂の次に記されている式部卿は参議で正四位下の下毛野朝臣古麻呂であり、拜命は慶雲五年である。大宝三年から慶雲五年までの六年間安麻呂が参議でありながら式部卿、兵部卿の重職を兼ねていたとは考えられない。だからこの間、式部卿は安麻呂より他の人に引き継がれており、それが葛野王だったと思うのである。そこで王が大宝三年式部卿を拜命したとするとその年王は三十七才である。それから逆算してゆくと王の生まれた年は天智天皇の六年となる。その年、十市皇女が十七才で王を生んだとすると皇女の生年は孝徳天皇の白雉二年である。さらに十市皇女の生まれた年に母親の額田王も十七才くらいだったとすると、額田王の生年は舒明天皇の七年ごろということになり、後の章と関連して、王が弓削皇子と歌を贈答したと思われる持統四、五年には五十六、七才であったということになる。

三、額田王の再婚説について

天智、天武天皇の時代に宮廷に華やかな存在であった額田王も、持統天皇の時代になるとその作歌も万葉集に二首を残すだけで、影の薄い存在となった。そこで、その間に再婚したのではないかという説が古くは加納諸平『嚶々筆語』に始まり、最近では尾山篤次郎氏、沢瀉久孝氏に引き継がれている。この説の根拠になっているのが次の栗原寺鐘盤銘文である。

寺院四至

限東竹谷原東岑、限南太岑

限樞村西岑、限北忍坂川

此粟原寺者仲臣朝臣大嶋惶誓願
奉為大倭国淨美原宮治天下天皇時
日並御宇東宮敬造伽藍之爾故比壳
朝臣額田以甲午年始至於和銅八年
合廿二年中敬造伽藍而作金仍造
釈迦丈六尊像

和銅八年四月敬以進上於三重宝塔

七科鐘磬矣

仰願藉此功德

皇太子神靈速証无上菩提果

願七世先靈共登彼岸

願大嶋大夫必得仏果

願及含識俱成正覺

再婚説によると、この文中にみえる「比壳朝臣額田」が額田王のことであり、その額田王が仲臣朝臣大嶋と再婚して夫に先立たれ、夫の遺志をついで粟原寺を建立したというのである。仲臣朝臣大嶋という人物は、懐風藻に詩が二首掲載され、書紀にもその名が天武天皇の十年から持統天皇の七年まで、十二カ所にわたって記されている。「中臣朝臣大嶋（藤原朝臣大嶋）」のことと考えられる。この人は中臣渠毎（許米）の子であり、父の渠毎は中臣鎌足のいとこ、つまり大嶋は、不比等のまたいとこにあたる。彼は持統七年三月の条に

庚子、賜三直大式葛原朝臣大嶋贈物。

とあるところから、このころ没したものとみられる。年令は不明である。

さて「比壳朝臣額田」であるが、この書きかたは一般的には「比壳」という氏族の「額田」という個人名を持つ、朝臣の自分の人ということになる。しかし「比壳」という氏は新撰姓氏録等の史料にみえない。だからこの「比壳」は、何かの事情で氏を持たない女性が必要上、女性特有の呼びかたを文字に表わして氏にあたる位置に表記したのではないかという神田秀夫氏の説が、可能性として考えられる。「額田（姫）王」というのは「額田」という個人名に、女王を表わす「（姫）王」がついたものである。皇族だから氏はないが、もしその彼女が臣籍に下った場合はどうなるだろうか。

「（姫）王」がとれて「額田比壳」になるかもしれない。あるいは持統紀に多く見られる「皇子……」「皇女……」のように「比壳額田」と表記されるかもしれない。しかし、この銘文で気づくことは、「比壳」と「額田」との間に「朝臣」があることである。額田王は三世の皇族である。その彼女が臣籍に下った場合、姓は「朝臣」でいいだろうか。「真人」ではないだろうか。他に皇族が臣籍に下った例を見てみると、桜井王、門部王、今城王等、いずれも臣籍に下った際に「大原真人」の姓を賜わっている。たとえば桜井王の例であるが、王は長皇子の孫、つまり四世の皇族である。その王は天平十六年には「大原真人桜井」として続日本紀に記されている。真人、朝臣など八色姓が定められたのは天武十三年だから、それから六十年たった天平十六年に、このように皇族が真人の姓を賜わった例があることになる。門部王、今城王の例も同じ頃である。が、額田王の例はそれらより三十年以上も早い。だから桜井王等

の臣籍降下の時よりも、もっと真人、朝臣の区別ははっきりしていたはずである。仮に王が再婚して臣籍に下ったとしても、再婚の相手が臣下の朝臣だからといって、三世皇族の姫王までが当然なるべき真人を通りこして朝臣にまで下ることがあるだろうか。氏がないのだから姓の上に「比売」という、女性を表わすことばがつくとしても、この場合は「比売真人額田」となるべきではないだろうか。これが私の、再婚説に従えない理由のひとつである。

次に、王が再婚していると考えるならば、万葉集巻一にある弓削皇子との贈答歌（一一二・一一三番歌）の題詞に、どうして比売朝臣額田でなく、皇族の証拠である「額田王」と記してあるかが疑問である。これらの贈答歌を見ると、持統天皇が吉野行幸を始められたのは三年の正月からであり、しかもこの贈答歌にあるようなほととぎすの季節の行幸は四年の五月か五年の四月ということに、諸注釈書一致しているようである。となると、額田王はその当時五十六・七才である。再婚説をとるならば、いくら遅くともこの年令まではないは再婚してははずであり、「比売朝臣額田」を名乗っているはずである。それがわざわざ「王」と書いてあるところを見ると、この再婚説にはますます疑問を持たざるを得ない。

以上の二つの理由で、私は王の再婚説には賛成できない。私は、持統朝にはいつてからも王は何らかの形で宮廷と関係をもちながらその余生を送ったと思う。前述の弓削皇子との贈答歌のうち、二一番の歌には、題詞の

額田王奉_レ和歌一首

とあるその下に、小字で

從_二倭京_一進入

と書き入れてある本がある。王はその当時、つまり五十六、七才のころ、大和京に居たことになる。大和京は飛鳥京か藤原京かはっきりしないが、持統天皇の藤原京遷都は持統八年十二月六日であるから、この場合は飛鳥京であろう。つまり額田王は持統四、五年には飛鳥京に居て、故郷（と思われる）平群郡額田郷には帰っていないのである。それ以後の作歌はみえない。が、王が五十六、七才にもなっていないに、都を離れずにいるのは何かの理由があったであろう。前述したとおり、再婚しているとは思えないから、やはり宮廷内に何かの地位を持っていたとしか考えられないのである。

注1、尾山篤二郎氏、沢瀉久孝氏の説

注2 神田秀夫氏説